

医政発 0331 第 47 号
令和 7 年 3 月 31 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について

病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについては「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」(平成 31 年 3 月 15 日付け医政発 0315 第 4 号厚生労働省医政局長通知。以下「取扱通知」という。)等に基づき、管下の医療機関に対して指導をお願いしているところです。

令和 3 年 5 月に IEC (International Electrotechnical Commission : 国際電気標準会議) が作成する国際規格が改正されたことを踏まえ、令和 4 年 3 月 31 日付で、医療用エックス線装置基準の一部を改正する件 (令和 4 年厚生労働省告示第 114 号) が公布されました。これに伴い、同日付けで医療法施行規則の一部を改正する省令 (令和 4 年厚生労働省令第 63 号。以下「改正省令」という。) が公布され、医療用エックス線装置基準と同様に、エックス線装置について講じる必要がある放射線障害の防止に関する規定についても改正を行うこととされました。改正省令の内容については「医療法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」(令和 4 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 33 号厚生労働省医政局長通知) において周知しているところです。

今般、改正省令が令和 7 年 4 月 1 日に施行されるに当たり、取扱通知を別添のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしました。

貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、管下の関係医療機関等に周知方お願いします。